

埼労発基0420第1号  
令和5年4月20日

関係団体の長 様

埼玉労働局長  
(公印省略)

個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関する  
ガイドラインの一部改正について

標記について、令和5年4月17日付け基発0417第2号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。